

えちぜんシルバーだより

題字：黒田 守

編集発行

公益社団法人 越前町シルバー人材センター
〒916-0111 福井県丹生郡越前町小倉88-19-5

TEL.0778-34-1183
FAX.0778-34-1210

第38号



信楽陶苑たぬき村にて

新年のごあいさつ 理事長 吉田 正夫

新年あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのことと謹んでお慶び申し上げます。日頃より、当センターの事業運営並びに諸活動に格別のご理解と暖かいご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、元日早々に発生した能登半島地震は「激甚災害」に指定される程の大地震に見舞われました。被災された方々にお見舞い申し上げますと共に亡くなられた方のご冥福と一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

また、長い間猛威を振るった「新型コロナウイルス感染症」はしばらく落ち着いてきましたが、昨年の秋頃から県内を始め全国的に「インフルエンザ」の感染が広がっていますので皆様には今しばらく感染防止対策に努めて頂くと共に、日中を問わず寒暖差の激しい日も続いていますので、健康管理にも十分にご注意いただきたいと思っております。

このようなか、昨年十二月末現在の事業実績は、会員の皆様の絶大なご協力によりお陰様で前年度並みの実績を計上することができましたが、「コロナ禍」以前と比較するとやや厳しい状況下にあります。今後は、事業内容の充実・向上を目指し積極的な事業運営に努めると共に新たな事業の開拓にも取り組んで参りたいと思っておりますので、関係各位の絶大なご指導を賜りますようお願い申し上げます。

また、新たに会員登録して下さる方も少なく、総数は年々減少傾向にありますので、ご健康で働く意欲のある方におかれましては、新規登録にご協力下さいますようお願いいたします。

シルバー人材センターは、人生百年時代を迎え生涯現役で活躍できる社会の実現を目標に、各関係機関の皆様と連携を密にし、地域社会の発展に取り組みなければなりません。我々役員一同も信頼されるセンターを目指し頑張っておりますので、本年も引き続き暖かいご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに町民並びに会員の皆様のご健勝とご多幸を心よりご祈念申し上げます、年頭のご挨拶とさせていただきます。

町への要望書提出

令和5年11月13日、越前町長に運営補助金、指定管理施設補助金などの要望書を提出しました。

シルバー人材センターからは、理事長、副理事長、森川理事、山下監事が出席しました。



ふくい元気・シルバークフェスタ 2023 in南越前町



ふくい元気・シルバークフェスタが10月7日に南越前町で開催されました。各センターからは自慢の特産物が出展され、越前町からはアツアツのフライと原木栽培の干し椎茸を出品し、いずれも大盛況でした。



シルバー朝市感謝祭



令和5年11月26日の最終日曜日に朝市感謝祭を開催致しました。

事務所移転に伴い、朝市開催場所を道の駅パークイン丹生ヶ丘駐車場に変わり、毎回沢山のお客様が来場され、大いに盛り上がりました。ありがとうございました。



**あさいち
出品会員
募集中**

あなたの作った新鮮な農産品等をシルバー朝市で売ってみませんか。詳しくはシルバー人材センターまでお問合せください。

住民税(町県民税)・所得税(確定申告)の申告をお願いします。

配分金等の確定申告について

会員がシルバー人材センター（以下「センター」という。）から受ける配分金は、給与所得ではなく、「**雑所得**」として取り扱われます。

これは、センターと会員の間に雇用関係がなく、会員はセンターが引き受けた仕事を請負の形式で受け、仕事の実績に応じて配分金を受け取る関係によるものです。

雑所得の所得を計算する場合は、総収入額から必要経費の額を差し引いて計算するのが原則ですが、センターからの配分金に関しては、特例控除（家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例）の適用が認められ、収入金額を限度とし55万円^(注1)までの額を必要経費として差し引くことができます。配分金収入の金額は、センターから郵送される「配分金支払証明書」で確認してください。

公的年金も雑所得になりますが、公的年金を受給している会員は、配分金収入に係る必要経費の控除とは別に公的年金等控除^(注2)を行うことができます。

※所得税の確定申告が必要でない場合でもあっても、住民税（町県民税）の申告が必要な場合があります。なお、所得税の還付を受ける場合や各種控除（純損失、雑損失の繰越控除や医療費控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

ご不明な点は武生税務署（☎0778-22-0890、自動音声案内）にお問い合わせください。

所得税の計算方法の事例

下記計算のとおり、会員の収入が配分金のみの場合は、103万円までは所得税は課税されません。（ただし、町民税は課税されます。）

◆事例① 会員の収入が配分金のみの場合

$$\boxed{\text{配分金} - \text{特例控除} 55\text{万円}} - \boxed{\text{基礎控除} 48\text{万円}} \times \text{適用税率} = \text{所得税額}$$



◆事例② 会員の収入が配分金と公的年金等がある場合

$$\boxed{\text{配分金} - \text{特例控除} 55\text{万円}} + \boxed{\text{公的年金等の収入額} - \text{公的年金等の控除額}} - \boxed{\text{基礎控除} 48\text{万円}} \times \text{適用税率} = \text{所得税額}$$

事例①・事例②とも配分金額が55万円未満のとき、その特例控除額は配分金相当額となります。

^(注1) なお、給与所得や生命保険契約に基づく年金収入（個人年金）がある場合には、特例控除が受けられない場合がありますので、役場税務課（☎34-8709）にお尋ねください。

^(注2) 公的年金等控除額

公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計額が1,000万円以下の場合の控除額の一例

年 齢	公的年金等の収入額	公的年金等の控除額
65歳未満	60万円超 130万円未満	60万円
65歳以上	110万円超 330万円未満	110万円

※詳しくは
役場税務課（☎34-8709）まで
お問い合わせください。